

安全保障理事会決議 2095 (2013)

2013年3月14日、安全保障理事会第6934回会合にて採択

安全保障理事会は、

2011年2月26日の1970(2011)、2011年3月17日の1973(2011)、2011年9月16日の2009(2011)、  
2011年10月27日の2016(2011)、2011年10月31日の2017(2011)、2011年12月2日の2022(2011)  
および2012年3月12日の2040(2012)の安保理諸決議を想起し、

リビアの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

武力紛争下の文民の保護に関する1674(2006)および1894(2009)、子どもと武力紛争に関する1612  
(2005)、1882(2009)、1998(2011)そして2068(2012)、女性、平和および安全保障に関する1325(2000)、  
1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)、そして1960(2010)の安保理諸決議を再確認し、

国民和解、正義、人権尊重および法の支配に基づくリビアの未来に期待し、

紛争後の局面における政治過程に、女性、若者および少数者を含むリビア社会のあらゆる部分の、平  
等且つ完全な参加を促進することの重要性を強調し、

国際刑事裁判所の検察官にリビアにおける状況を付託した決議1970(2011)の安保理決定および文  
民を対象として特定した攻撃を含む、人権法と国際人道法の違反に責任を有する者が責任を問われるこ  
とを確保するための協力の重要性を想起し、

刑事施設および拘留センターにおけるものを含む、女性、男性および子どもに対するリビア紛争中の  
性的暴力並びに適用可能な国際法に違反した武力紛争の状況における子どもの勧誘と使用の報告に深  
い懸念を表明し、

その多くが国家権力の外に置かれ続けている紛争関連被収容者のための司法過程の欠如に懸念を表

明し、そして拘留センターにおける人権侵害と虐待の報告に深い懸念を表明し、またこれらの問題に対処する司法省による最近の行動に留意し、

難民および国内避難民の自発的、安全かつ持続可能な帰還は、リビアにおける平和の強固にとって重要な要因であることをくり返し表明し、

全ての武器と全ての型の関連物資、とりわけ重火器および小型武器並びに携帯型地对空ミサイルのリビアからの、同地域における、不法な拡散に、そして地域的および国際的な平和と安全についてのその悪影響に、懸念を表明し、

安保理決議 1970 (2011) および 1973 (2011) に含まれ、安保理のその後の決議で修正された全ての加盟国の義務、とりわけ武器およびあらゆる型の関連物資に関するその義務に注意を喚起し、

とりわけリビア東部およびその南の国境沿いにおいて一連の治安上の出来事が拡大していることに懸念を表明し、

2011年9月16日の国際連合リビア支援ミッション(UNSMIL)の設立を想起し、そして国際連合が、国民の主体的取組および国民の責任の原則に従って、平和な、民主的な、独立したそして統一されたりビアを設立することを目的としたリビア人主導の移行および制度構築過程を支援する国際社会の取組の調整を指導すべきことを再確認し、

リビアの民主的な移行への信頼に足る選挙の重要な地位および包括的な憲法の起草過程に留意し、また、リビア政府の要請に基づく、この過程への支援を提供する UNSMIL の用意を再確認し、

地域の安全を強化するリビア政府の意図を支援し、そして、これに関連して、国境の安全に関する問題に対処する合同委員会を形成するための措置を講じる、リビア、チャド、ニジェールおよびスーダン間の合意並びに組織犯罪と不法流入と戦うための合同措置に合意したりビア、チュニジアおよびアルジェリアの各首相とのガダミスにおける 2013年1月12日の会合を歓迎し、

治安部門改革、法の支配および移行期司法の分野における国際支援を求めるリビア政府の優先事項に留

意し、そして 2012 年 12 月 17 日にロンドンで、また 2013 年 2 月 12 日にパリで、リビア政府により開催された国際的な協力機関との会合を含む、これに関連した UNSMIL の支援を歓迎し、

UNSMIL の職務権限の 12 か月の延長を求める勧告を含む、UNSMIL に関する事務総長報告書 (S/2013/104) に留意し、

決議 2040 (2012) の第 10 項(b)に従って提出された専門家パネルの最終報告書およびそこに含まれた所見と勧告に留意し、

国際連合憲章に基づいた国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. リビア国民のための民主的な、平和なそして繁栄した未来に対する期待を増すであろう、2012 年 7 月 7 日の国民選挙、国民議会の設立および初めての民主的に構成された国民統一政府への国民暫定評議会からの権力の平和的移行を含むリビアにおける積極的な発展、を歓迎する。

2. 包括的な憲法の起草過程を期待し、そして、民主主義、良い統治、法の支配、国民和解およびリビアにおける全ての国民の人権と基本的自由の尊重に対する誓約によって支えられることとなる移行期間の必要性をくり返し表明する。

3. リビア政府に対し、人権法を含む国際法の下でのその義務に従って、女性、子どもおよび脆弱な集団に属する人々のものを含む、人権を促進しまた保護することを求め、そして子どもに対する性的暴力および暴行並びに虐待を含む、国際人道法および人権法の重大な違反に責任を有する者が国際的な基準に従って責任を問われることを求めそして全ての加盟国に対し、そのような違反に対する刑事責任の免除を終わらせるその取組において、リビア政府と密接に協力することを促す。

4. リビア政府に対し、決議 1970 (2011) で要求されているように、国際刑事裁判所および検察官と十分に協力しまた必要な支援を提供し続けることを求める。

5. リビアにおける、報復、適法手続への利用権がない恣意的拘禁、違法な投獄、虐待、拷問および裁判外の処刑の報告が続いていることに深い懸念を表明し、リビア政府に対し、司法過程を加速し国家権力への被収容者を移転し、また人権の侵害を防止し且つ調査するためあらゆる必要な措置を講じることを求め、リビアにおいて不法に拘留された全ての外国人の迅速な解放を求め、そしてリビア国民並びにアフリカの移住者を含む外国人の保護に対するリビア政府の主要な責任を強調する。

6. リビアおよび隣国に対し、リビアにおける状況の安定を目的とした地域的協力を促進するためのおよびリビアの旧体制構成員と暴力的な過激集団が暴力若しくはリビアと同地域における国家を不安定にする他の違法行為を計画し、資金を提供しまたは実行するため、かかる国家の領域を使用することを防止するための取組を継続することを奨励しそしてそのような協力がサヘル地域における安定に利するであろうことに留意する。

## 国際連合の任務

7. 事務総長特別代表の指導の下、12 か月の更なる期間の間国際連合リビア支援ミッション (UNSMIL) の職務権限を延長することを決定し、また国の主体的取組の原則に充分に従った、統合特別政治ミッションとしての UNSMIL の職務権限は、リビア全土の国の必要性と優先事項を明確に示すため、また適切な場合には戦略的および技術的援助の申し出をこれらと合致させるため、リビア政府を支援することそして次のことを行うリビアの取組を援助するものとするを更に決定する。

(a) リビアの選挙過程とリビアの新憲法の準備、起草および採択過程に対する技術的助言と援助を通じたものを含む、民主的移行の過程並びに制度能力、透明性および説明責任を改善しリビア社会の全ての部分、とりわけ女性と少数者の、憲法起草過程におけるものを含む、政治参加と能力と地位の向上を促進しそしてリビアの市民社会の更なる発展を援助する支援を管理すること。

(b) 法の支配および、とりわけ女性と子ども、少数者並びに移住者のような脆弱な集団に属する人々の人権を、被拘束者の人道的取扱および適法手続を確保し並びに包括的な移行期司法戦略の策定と実施を支援しつつ、また国民和解に向けた援助を提供しつつ、透明なまた責任ある司法および矯正制度を改革しまた構築するリビア政府を支援することを通じたものを含む人権の、リビアの国際的な法的義務に従った監視と保護並びに武力紛争の影響を受けた子どもの継続的な特定、分離および再統合を確保するための援助を促進すること。

(c) 能力ある制度および効果的な国内治安調整を策定するリビア政府に対する適切な戦略的および

技術的援助並びに援助の提供を通したものを含む公の安全を回復することおよび元戦闘員のリビア国内治安部隊への統合または彼らの武装解除並びに教育と雇用機会を含む市民生活への社会復帰のための一貫した国内政策を実施すること、そして能力ある、責任ある、人権を尊重しているまた利用可能である防衛、警察および治安制度並びに女性と脆弱な集団への対応を策定すること。

(d) 全ての武器および全ての型の関連物資、とりわけ重兵器、小型武器と携帯型地对空ミサイルの違法な拡散に、これに関連した調整された戦略の策定を通したものを含んで、対処すること、戦争の爆発性残余物を取り除く、地雷除去計画と通常の弾薬廃棄を実施し、リビアの国境を安全にし且つ管理すること、そして関連する国際連合機関、化学兵器禁止機関および国際的や地域的な協力機関と調整して、化学、生物および核兵器と関連物資に関する国際条約を履行すること。

(e) 国際的な援助を調整しまたリビア政府内の適切な調整手続を支援すること、適切な場合には過程における国際的な協力機関と関与しつつ、国際的な援助の必要性の優先度を特定するのを助けるリビア政府への助言、リビア政府に対する国際的な援助の促進および明確な労働分担とリビアに対する援助を提供している全てのものの間の定期的且つ頻繁な意思疎通を確立することによるものを含む、第7項の(a)から(d)に関連して定められた全ての関連部門を通した政府の能力を構築すること。

8. UNSMIL に対し、国民和解、包括的な政治対話および自由、公正且つ信頼に足る選挙、移行期司法並びにリビア全土での人権に対する尊重を目的とした政治過程を促進するための取組を支援し続けることを奨励する。

## 武器禁輸

9. 人道的又は保護的使用のためのみを意図した非殺傷用軍事装備、および関連する技術援助又は訓練の供給は、決議 1970 (2011) の第9項(a)において以前に規定されたように、委員会の承認を必要とするものではないことを決定する。

10. 非殺傷用軍事装備の供給および何らかの技術援助、訓練又は資金援助の提供は、リビア政府に対する治安又は武装解除援助のためのみを意図する場合には、決議 2009 (2011) の第13項(a)において以前に規定されたように、委員会への通知又は委員会による否定的な決定がないことを必要とするものではないことを決定する。

11. リビア政府に対し、決議 1970 (2011) の第 9 項(c)又は 2009 (2011) の第 13 項(a)に従ったリビアへの供給、売却又は移転された武器若しくは関連物資の、最終利用者の証明の使用を通したものを含む、監視を更に改善することを促し、そして加盟国および地域的機構に対し、現在そうする立場にある社会資本と制度を強化するためリビア政府に援助を提供することを促す。

12. 決議 1970 (2011) および 1973 (2011) に含まれ、安保理のその後の諸決議で修正された、措置違反の報告が継続していることを非難し、また決議 1970 (2011) の第 24 項において定義された、申し立てられた違反又はこれらの措置の不遵守に関する情報を吟味しそして適切な行動をとる委員会の職務権限を想起する。

### 資産凍結

13. 委員会に対し、リビア政府と協議して、リビア投資庁 (LIA) とリビア・アフリカ投資ポートフォリオ (LAIP) に関して、決議 1970 (2011) および 1973 (2011) により課され、決議 2009 (2011) により修正された残余措置を継続的に再検討することを指示し、そして委員会は、リビア政府と協議して、資産がリビア国民に利用可能とされまた彼らの利益のためになることを確保することが実現したら速やかにこれらの団体の指定を解除するものとすることを決定する。

### 専門家パネル

14. 決議 1973 (2011) の第 24 項により設立され、決議 2040 (2012) により修正された専門家パネルの職務権限を、13 か月の期間の間、延長することを決定し、本決議の採択から遅くとも 12 か月までに更なる延長に関し、職務権限の再検討および適切な行動をとる安保理の意図を表明し、そしてパネルは以下の任務を実行するものとすることを決定する。

(a) 決議 1970 (2011) の第 24 項に具体化されたその職務権限を実行することにおいて委員会を支援する。

(b) 決議 1970 (2011) と 1973 (2011) において決定され、そして決議 2009 (2011) および 2040 (2012) 並びに本決議において修正された措置の履行、とりわけ不遵守の出来事に関して、国家、国際連合機関、地域的機構および他の利害関係者からの情報を収集し、検討しそして分析する。

(c) 安保理、委員会、リビア政府又は他の国家が、関連する措置の履行を改善するために検討できる

行動について勧告を行う。

(d) パネルの任命後、遅くとも 90 日迄に、その活動について中間報告書を安保理に、そしてその職務権限の終了の遅くとも 60 日前迄に、安保理に最終報告書をその所見および勧告と共に提供する。

15. 全ての国家、UNSMIL を含む関連する国際連合機関および他の利害関係者に対し、とりわけ決議 1970 (2011) と決議 1973 (2011) において決定され、そして決議 2009 (2011) および 2040 (2012) 並びに本決議において修正された措置の履行、とりわけ不遵守の出来事に関して、自らの意思で何らかの情報を供給することにより、委員会およびパネルと十分に協力することを促す。

16. 全ての武器および全ての型の関連物資、とりわけ重兵器、小型武器と携帯型地对空ミサイルの違法な拡散に対抗し、またリビアの国境の治安を守りそして管理するリビア政府を支援する UNSMIL の責任に留意する一方で、パネルに対し、リビアへのまたリビアからの武器および関連物資の違法な移転と決議 1970 (2011) と 1973 (2011) で設定され、決議 2009 (2011)、2040 (2012) そして本決議で修正された資産凍結に従う個人の資産を含む、制裁の不遵守に関するその調査を継続し且つ促進することを奨励し、そして UNSMIL およびリビア政府に対し、情報を共有すること、通過を促進すること、適切な場合には武器保管施設への立ち入りを促進することによるものを含む、リビア国内のパネルの調査活動を支援することを奨励する。

#### 報告および再検討

17. 決議 1970 (2011) と 1973 (2011) で課され、また決議 2009 (2011)、2040 (2012) そして本決議で修正された措置が、安全保障理事会の将来の決定により解除された場合には、委員会の職務権限を再検討する安保理の意図を表明する。

18. 事務総長に対し、UNSMIL の職務権限の全ての要素を含む、本決議の履行について、90 日毎に、安全保障理事会に対し報告することを要請する。

19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。